

●香川県告示第270号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和2年9月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

観音寺市伊吹町乙7番地 三好 和也

観音寺市伊吹町870番地 岩田 清輝

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号伊吹・三豊市仁尾町区域

10トン以上の漁船を使用して営むいわし流しさし網漁業又はさわら流しさし網漁業であって、伊吹漁業協同組合の地区で営む漁業